

# 平成 30 年 5 月

## 遊佐町農業委員会第 2 回総会議事録

1. 開催日程 平成 30 年 5 月 25 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 35 分

2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所

3. 会議に付した議案

報告事項 1 解約について

報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項 3 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の訂正について

議第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 9 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について

議第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 12 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一				
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭			8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男		
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (4 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	渡会 健	4	鈴木 一弥	7	菅原 幸男	12	土門健太郎

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 2 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
遊佐	大谷 進一					北部	高橋 正人

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (2 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰				

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 5 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。 (13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員 4 名、出席委員 12 名で過半数の委員が出席しておりますので、 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会は成立して おります。 なお、農地利用最適化推進委員は 2 名欠席で、2 名出席しております。 以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご 挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>お忙しい中、大変ご苦労様です。 今年の田植えは風が強かったように感じます。これから草刈等がありま すが、けがには気を付けて作業を行いましょう。 私たちが作っている飼料用米ですが、一反部、最高 105,000 円になって おります。この価格に関して、財務省財政制度等審議会で飼料用米生産へ の誘導効果が過剰に働いているなどとして、水田活用直接支払交付金の見 直しを求めるとまとめています。理由は主食用米の振替先として、麦や飼 料用トウモロコシ、野菜の拡大など、また、食用米が減ってきている中、 業務用米として、中食、外食事業者が増えてきていることも挙げておりま す。私たち農家にとっては、生産調整の一環でもある飼料用米の 105,000 円は魅力だと思います。ただ、転作に野菜等を作付することができれば収 入を得られるとは思いますが、決して増えるとは思えません。それよりも、 もう少し先の在り方を計画的に考えてもらいたいものです。 最後に、税務署から消費税の軽減税率についてありました。31 年の 10 月 1 日から消費税が 8%から 10%に引き上げられると書いてありましたけ れども、2%もあがることと、軽減税率がなぜ 10 月 1 日からなのか。確定 申告もありますので、せめて 1 月からしてもらえればなど思っております。 それでは、総会に提出されました案件の慎重審議、よろしくお願いいた します。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定によ り、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願い します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署 名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ご ざいませんか。  〈異議なしの声〉 では 8 番菅原寛志委員、9 番今野一彦委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に 基づき進行いたします。 はじめに、報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局長	(報告事項、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。総会議案書の2頁をご覧ください。 報告事項1. 解約について 番号1 計10筆、20,216㎡ 解約の事由は、自作のためです。 続きまして、報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、合計9件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 番号10 計4筆、2,601㎡ 番号11 計9筆、8,672㎡ 番号12 計15筆、22,810㎡ 番号13 計11筆、9,800㎡ 番号14 計12筆、21,332㎡ 番号15 計14筆、21,376㎡ 番号16 計1筆、1,000㎡ 番号17 計4筆、23,454㎡ 番号18 計1筆、348㎡ 以上9件、全て相続による所有権の取得です。 続きまして、報告事項3. 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の訂正について、説明いたします。 件数は4件で、平成29年度第12回農業委員会総会、議第84号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、(2)利用権設定についての訂正となります。 番号231から234までいずれも「契約年数及び始期・終期」の訂正です。 変更前は、平成30年5月30日が始期で、期間は9年11ヶ月でしたが、変更後は、平成30年3月31日が始期で、期間は10年となっております。 誤った始期はセンターと借人の間で契約する期間でした。農地中間管理機構を通じた契約の場合、貸人とセンターが結ぶ期間と、センターと借人が結ぶ期間は同じではありません。終期は同じですが、始期は、貸人とセンターとの方が早い段階で契約する形になります。 報告事項についての説明は以上です。
議長	ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (14番菅原善悦委員が挙手し、議長が指名する)
14番菅原善悦委員	報告事項2ですけれども、番号16、17、18は地域外の人が相続という形ですけれども、畑ということで、これ以降の管理はどのようになるのでしょうか。荒れてしまうのか心配な面があったものですから。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	3条の3の届出を出してもらう際に、届出書の中にあっせんの希望の有無という項目がありまして、自分で管理ができないという方などについては、農業委員会によるあっせんを希望するという欄にチェックをつけてもらうようになっております。今月分については、番号14、16については、あっせんを希望するということでしたので、あっせん希望のファイルに追

	<p>加して管理する人を探す形を取っています。</p> <p>14 番については川俣委員にお願いしております、既に動いていただいておりますけれども、16 番については、現在の使用方法について本人に確認しようとしておりますが、電話が繋がらないため、郵便で状況を確認する文書を送って返送していただこうかと思っております。</p>
14 番菅原善悦委員	<p>わかりました。</p> <p>そのような事後処理のデータなども添付していただければ、どの様になるのか分かるわけなので、よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>わかりました。検討してみます。</p>
議長	<p>ほかに質問、意見ありましたらよろしくお願ひします。</p> <p>(質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願ひます。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。審査基準書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知の受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>個別に説明いたします。</p> <p>番号 6 計 1 筆、36 m<sup>2</sup></p> <p>解約の事由は、所有権移転のためです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願ひます。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 9 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願ひます。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 2 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p>

	<p>番号 2 計 7 筆、3,512 m<sup>2</sup>          同一人と再設定のため、現地調査は依頼しておりません。          以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 9 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 9 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 3 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1)所有権移転が 3 件、(2)利用権設定は新規設定が 2 件、再設定が 6 件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは個別にご説明いたします。</p> <p>(1)所有権移転</p> <p>番号 4 計 1 筆、36 m<sup>2</sup>          10a あたり 500,000 円、総額 18,000 円で売買による所有権移転です。          この件については、渡会健委員より現地調査を行っていただきました。          譲受人に確認した結果、これまでどおり譲受人が管理することを確認したため、問題はないと報告を受けております。</p> <p>番号 5 計 16 筆、23,940 m<sup>2</sup>          総額 11,863,000 円の売買による所有権移転です。          先月の総会でも説明させていただきましたが、農地中間管理機構の特例事業による所有権移転です。今後の予定としては、8 月総会でセンターから所有権移転の予定です。</p> <p>番号 6 計 8 筆、2,563.39 m<sup>2</sup>          10a あたり約 39,010 円、総額 100,000 円で売買による所有権移転です。          この件については、菅原寛志委員より現地調査を行っていただきましたので、後ほど報告をお願いします。</p> <p>続いて利用権設定について説明します。審査基準書は 6 頁をご覧ください。</p> <p>(2)利用権設定</p> <p>番号 19 と 20 以外は、すべて同一人と再設定となります。</p>

	<p>番号 18 計 2 筆、7,641 m<sup>2</sup>  期間は 10 年、単価は 10a あたり 7,000 円と 19,000 円です。  続きますして番号 19 と 20 は新規に設定で、期間は 10 年、単価は 10a あたり 5,000 円です。</p> <p>番号 19 計 1 筆、823 m<sup>2</sup>  番号 20 計 1 筆、962 m<sup>2</sup>  番号 21 計 5 筆、8,393 m<sup>2</sup>  期間は 10 年、単価は 10a あたり 6,000 円です。  番号 22 以降は期間が 5 年、単価は 10a あたり 17,000 円です。  番号 22 計 1 筆、1,166 m<sup>2</sup>  番号 23 計 1 筆、1,113 m<sup>2</sup>  番号 24 計 1 筆、3,636 m<sup>2</sup>  番号 25 計 2 筆、5,124 m<sup>2</sup>  以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1)所有権移転の番号 6 につきまして、8 番菅原寛志委員より現地調査の報告をお願いします。  (8 番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)</p>
8 番菅原寛志委員	<p>5 月 15 日に現地調査に行ってきました。  譲受人と面会いたしまして、譲渡人との関係については 30 年来耕作しているということでした。価格については特に話しませんでした。譲渡中心ということでしたので、これは大丈夫かと思えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。  (15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>5 月 18 日に、202 会議室で 7 名中、6 名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明と現地調査委員からの報告に対し、何か質問意見等はございますか。  (質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。  議第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。  予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。  (委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 5 月の定例総会を閉会します。  ご協力ありがとうございました。</p>